

令和4年度 第4回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日時	令和4年7月11日(月) 9時30分～12時10分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員(会長)、上野委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	菊本委員(副会長)、押田委員、片谷委員、五嶋委員、田中稲子委員、藤倉委員
開催形態	公開(傍聴者 4人)
議題	1 みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画 第2分類事業判定届出書について 2 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書について
決定事項	令和4年度第3回審査会横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和4年度第3回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画 環境影響評価第2分類事業判定届出書について</p> <p>ア 指摘事項一覧について事務局が説明した。</p> <p>その中で、第3回環境影響評価審査会に御欠席の片谷委員、田中稲子委員の御意見を紹介した。</p> <p>(片谷委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件の計画に含まれる地域冷暖房施設は、判定届出書第3章に記載のとおり、集中化によるエネルギー効率の向上を目的としており、また天然ガスを燃料としていることも加わって、環境負荷低減の効果は、十分に見込めると判断できます。また、法令上の義務として大気汚染防止法や市条例に基づく測定が行われるため、事後チェックもなされるので、本届出書に記載された以上の保全措置を求める必要はないものと判断します。</li> <li>風害についてはフルアセスと同レベルの予測が行われており、その対応姿勢は大変よいのですが、東京都や神奈川県の高層ビル案件でも、風害の予測結果は、しばしば事後調査で予測と実測の乖離が発生しています。それは予測の正確性よりも、周辺の他の事業の影響による場合が多いのですが、本案件においても、住民・通行者の安全・安心の観点から、工事中や供用後に環境負荷が生じる兆候があれば、それに対応する責務は事業者にあるという認識を持っていただきたいです。</li> <li>第2分類におけるアセス不要という判定は、環境保全不要という意味ではないことを、お伝えしておきます。</li> </ul> <p>(田中稲子委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>みなとみらい21地区は環境省の脱炭素先行地域に選定されたと思いますが、今回の事業者さんは参画される予定でしょうか。また、新設される地域冷暖房プラントについても、脱炭素先行地域に参画されるのでしょうか。</li> <li>温暖化対策に対する評価ですが、エネルギー融通に参画すること自体は評</li> </ul>	

価できるものですが、定量的な評価は難しいように思います。一方、高層建築単体で温室効果ガスの排出量の低減を評価する必要はあります。

イ 質疑、特になし

ウ 補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見ありましたら、委員の方からお願いしたいと思いません。挙手をしていただければ、私の方で指名をさせていただきます。

田中修三委員どうぞ。

【田中修三委員】 土壌汚染につきまして丁寧に回答していただきましてありがとうございました。今日出されました補足資料（「1. 土壌汚染について」）を見ますと、溶出量が、溶出量基準を超えている測定値もあるのはあるんですが、せいぜい数倍程度にとどまっているということと、それから今回調べて出させていただきましたこの含有量の測定結果ですね、ヒ素が5（mg/kg）それからフッ素が50から100（mg/kg）以下あるいは未満ということのようですので、おそらくこれは自然由来のヒ素あるいはフッ素だろうということが十分想定されますが、おそらくこれ以外のところで特に大きな土壌汚染が、新たに発覚されるというようなこともないだろうと思しますので、今日示していただきましたフローに従って、土対法（土壌汚染対策法）のフローに従ってやっていただければ特に問題ないかと思えます。私の方からは以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、他の委員の方いかがでしょうか。御質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 前回の本件の会議で、分からなかったのですが、今の地域冷暖房プラントの関係は、結局、お話ですと事業主体が横浜市であるので、具体的な削減量とかですね、そうしたものについては、あるいは排水量とか、あるいは使用する水道量とかですね、その辺ははっきり分からないと、そういう御説明で、ただ、傾向として、個別のよりかは15パーセントほど改善されるだろうと、こういう御説明につきるということでよろしいでしょうか。もうこれ以上の説明は難しいと。事業者の方。

【奥会長】 改めて今の点、御説明をお願いしたいと思います。定量的なCO<sub>2</sub>削減効果。

【宮澤委員】 抽象的な削減の話しかなかったもので、どうでしょうか。

【奥会長】 数字が出せないものか、という点についてですね。いかがですか。

【事業者】 はい、みなとみらい21熱供給がお答えさせていただきます。事業主体についてはですね、みなとみらい21熱供給が行わせていただきます。削減量についてはですね、やはりいろいろな比較対象が様々なバージョン、バリエーションがありますので、一般的には15パーセント削減という形で、今、プラントの方ですね、機械についても設計を進めているところと、あと第一、第二プラントと連携しながら運用を進めていきますので、なかなか今、現時点でですね、数字の方を出すということにはできないということになります。以上になります。

【宮澤委員】 多分私達が知りたかったのは、具体的に正確にはいかないけれども、おおよその傾向としてこのくらいのところはできますよとか、だからそうい

うようなエネルギーの削減効果があるんだというあたりを知りたかったのだらうと思うのですが、それはちょっと難しいと、こういうことですね。分かりました。

それともう一つだけ、伺いたいんですけど、本件の開発の中でもそうだし、これも地域（冷暖房）プラントもそうなんだけど、例えば電源確保ですね、洪水時とか、あるいは津波とか高潮とか、こうしたものについて余裕高とかですね、そうしたものは見てないのかしら。それとも、もう地上の上の方に作るから問題ないとかいうことになりますか。地域冷暖房プラントも含めて、もし分かりましたら教えてください。

【事業者】 久米設計です、回答いたします。まず建物本体につきましては、重要な機械室や発電機室等ですね、地上3、2階以上のレベルに設定しておりますので、津波や洪水などで浸水するような状況にはならないというふうに想定しております。本体側の機械室等につきましては以上です。

【宮澤委員】 基本的に複合災害なんか、相当この国は考えられるんですけど、その辺はもう配慮しても多分大丈夫だろうとこういうお考えでよろしいでしょうか。

【事業者】 そうですね、周辺の歩道のレベルからですね、2階レベルでも地上6メートル以上の高さになりますので、ある程度想定外というところまで考えた上でも大丈夫だろうというふうには考えております。

【宮澤委員】 地域（冷暖房）プラントは基準、そこまでの余裕高は持ってない。

【事業者】 地域冷暖房プラントにつきましては、現在地下1階に計画しておるんですけども、洪水等、津波も含めてハザードマップ上は30センチの浸水レベルが最大想定されてるんですけど、それに対応できるような1階の床レベルの設定や、部分的に低くなりそうなどころについては防潮板で対応することで、まずその地下プラントの部分に水が入っていかないような構成にはしております。共同溝からの浸水等の対応については、横浜市さんの方でも対策工事等ですね、実施済みということで、対応がされているというふうな認識でおります。

【宮澤委員】 共同溝からの浸水というのを、基本的にこのプラントでも建物で防御するとこういう形になっていると、こういうふうに理解すればいいんですかね。

【事業者】 はい、そのように考えております。

【宮澤委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。では他の委員の方はいかがでしょうか。今回の補足資料に限らず、第二分類判定届出書全般を通してでも構いませんが、いかがですか。よろしいでしょうか。挙手されている方いらっしゃいませんね。この資料の4ページ（補足資料「3. 地域冷暖房プラントの排水・排気計画について」）で先ほどのプラントの排水についての御説明がありました。図がありまして、こちらの冷水・冷却装置からの排水は、これは処理せずにそのまま公共下水道に流すということですか。処理は特に必要ない、水質とか。

【事業者】 みなとみらい21熱供給がお答えさせていただきます。冷水・冷却水については処理の必要のないものになります。基本的には循環をしているもので、冷水についてはもうほぼ、排水がありません。冷却水については、屋上の冷却塔を循環させるものですので、蒸発しますのでその分補給をさ

せていただいて、あとは水質の管理、やはり濃くなってしまいますので、そこで濃度が非常に濃くなると水質基準を満たせなくなるので、その分をですね、水を足しながら、あと一部を排水しながら、基準を満たせる水質で排水させていただきます。

【奥会長】 そういうことなんですね、分かりました。ありがとうございます。では他の委員の方よろしいですか。本件につきまして、大丈夫そうですね。他にないようでしたら事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

#### オ 審議

【奥会長】 では審議に入ります。追加の御質問や御意見ありますでしょうか。ありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。他に御意見等なければ、ここで事務局に確認ですけれども、本件の今後の進め方はどのようになりますでしょうか。

【事務局】 今後の予定について御説明いたします。これまでにいただきました御指摘については、事業者が全て説明し、今後補足説明が必要な事項はないように考えております。事務局にてこれまでの審議内容を踏まえまして答申案を作成いたしますので、答申案の方向性について御議論、御審議いただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。

【奥会長】 はい、分かりました。事業者からの今までの説明では、総じて本事業による相当程度の環境影響を及ぼすおそれはないということだったかと思えます。その説明を受けて委員の皆様にも御意見等を頂戴し御審議いただいております。委員の皆様にも改めて確認をさせていただきたいと思えますけれども、本件につきましては相当程度の影響を及ぼすおそれはないということで、第二分類事業の判定基準に基づいて、その先のフルアセスに進む必要はないという結論でよろしいでしょうか。皆様うなずいていらっしゃるように画面では見られますが、大丈夫そうですね。では、その方向で答申案を事務局では作ってくださいますようお願いしたいと思います。

【事務局】 はい、承知しました。

【奥会長】 ではその答申案については、本件についてまた審議する、審査会において、御確認いただいて御意見等頂戴するということにいたします。

では本件に関する審議はこれで終了といたします。

#### (2) 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見をお願いしたいと思いますけれども、最初に事務局から連絡があるということですので、事務局お願いします。

【事務局】 恐れ入ります。上野委員から御連絡がありまして、御都合により途中で退室されるということですので、よろしければ補足資料の質疑に入る前

に、上野委員から方法書に関する御意見を最初にいただいてもよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、上野委員、早めに退出されるということですので、今、御意見、御質問いただいてもよろしいですか。

【上野委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 では、お願いいたします。

【上野委員】 はい、すみません。私は前回欠席しておりまして、きちんと説明を聞けてないところもあるかもしれないのですが、騒音関係のところを主に見ていまして、質問させていただきます。

1点はですね、今も補足資料で説明がありましたが、交通関係の話で1,000万人という交通量が非常に多くなるということがあるのですが、その中でパークアンドライドという話も出てきていますが、その辺で、ここは（方法書）3-12ページの現況のところの測定結果にもあるのですが、全般的に環境基準を超えているところが多い中で、南側の住宅地の辺りというのは環境基準を満たしているような状況で、そこに交通がたくさん入り込んできたりとか、駐車場みたいな話で交通騒音が増加するようなことがあると懸念されるかなと。その辺をどのようにお考えかを一点お聞きしたいです。

それからもう1点がですね、イベント時の事なのですが、音響設備を使ったイベントを夜間も含めて開催するということが書いてあるかと思えます。これに関して、予測評価を（方法書）6-30ページのところで、影響があらうということで予測評価するということですが、この6-30（ページ）に書かれている行催事における音響施設の使用に伴う騒音のところは、まだ詳細は決まっていないと思うのですが、方法としては道路環境影響評価の技術手法に書かれたASJ CN Model、これ建設工事騒音の予測のモデルだと思うのですが、イベント時の音響機器の利用というところでは、だいたいの音源だとかいろいろな想定条件変わってきて、どんなふうに予測を考えてらっしゃるかということを確認させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。2点御質問がありましたけれども、今お答えいただける範囲で、お答えいただけますか。

【事業者】 よろしくお願ひします。まず1点目なのですが、南側の住宅、細谷戸団地だと思うのですが、今は環境基準を満たしていますが、その後に入ってくる車、工事用の車両ですとか来場者の車両が想定されると思うのですが、それによる騒音の増加が見込まれる可能性もあるかもしれない中でどう考えているかについてですけれども、今のところ、この細谷戸団地の前のところは、主とした交通のルートとしては考えてなく、もちろんそれを使うということはあるわけですが、なるべく、この細谷戸団地にお住まいの皆さんに御迷惑のかからないような形で交通のルートについて検討していきたいと考えております。またですね、工事もありますし、イベントもあるものですから、全く御迷惑がかからないといったことはないと思えますので、しっかりと、お住まいの皆様方にこういった工事がありますとか、あるいはイベントがある際にはこういったことがありますといったことは、しっかり周知してですね、御理解いただいた上でそういった活動はしていきたいと考えているところでございます。

それから2点目でございます。夜間もやることも検討しているということで、まだやるかどうか、どの時間にやるのかといったところはこれからということになります。基本的にはですね、今ありました南（側）の住宅にお住まいの方がいらっしゃいますので、そういったところからなるべく離れた位置でですね、夜間のイベントみたいなものは検討していかなくてはいけないというふうに考えてございます。またですね、市民の森も隣接していますので、そういったところにいる生物への影響なども考えながら会場の配置、それから時間といったものはしっかり考えていきたいと思っています。これについても同じくですね、全く何もやらないということは今ここでお約束はできませんし、そういったことが行われる際にはですね、周辺の住民の方にしっかり周知をした上で、毎日毎日というものでもないと思いますので、その辺についてはしっかりと御理解いただけるように説明をしていきたいというふうに考えているところでございます。

今の調査手法については、プレック研究所の方からお答えさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。

【事業者】 御指摘いただきました通りASJ（CN）Model、建設機械などの影響を予測する際の考え方ということなのですが、今回イベント時には音響施設等を音源に考えております。その上で距離減衰、それから遮蔽効果を考慮した予測を行います。その予測の予測式といいますか考え方のところをASJ（CN）Modelを参考にしながらやっていくというそういった考え方で今予定をしております。お答えになっておりますでしょうか。

【上野委員】 分かりました。音源自体については、建設機器というか工事に伴って発生する音と、こういったイベントの音響機器の音は大分異なると思うのですけれども、その辺は、他の事例などを参考にしながら設定し直したりする必要もあろうかと思うのですけれども、そういうことを随時取り入れつつ、伝搬とか遮蔽に関しては建設工事騒音の予測を倣ってというような理解をすればいいのでしょうか。

【事業者】 その通りでございます。

【上野委員】 分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、上野委員、大丈夫ですか。

【上野委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 はい、どうもありがとうございます。

それでは他の委員の皆様からも、先ほどの補足資料の御説明について御質問、御意見を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。挙手をしていただきましたら指名をさせていただきます。はい、田中伸治委員お願いします。その後、横田委員ですね。

【田中伸治委員】 御説明ありがとうございました。まず1点はですね、今回示していただいた新しい会場の施設配置の図面についてなのですが、メインの入場口がある側と、道路を挟んで右下側の政府出展などがある側の二つのエリアの行き来についてです。以前の図面では、平面で横断するのか立体交差なのかがよく分からなかったのですけれども、今回示していただいた図面を見ると立体で交差しているように見えるのですが、そういう理解でよろしいでしょうかというのが1点目です。

それからですね、輸送計画について補足の御説明をいただきましてあり

がとうございました。現状ではまだ詳細が十分には決まっていなところだとは思いますが、公共交通として4つの駅を利用するとか、そういったところは少し詳しく説明していただいたかと思います。今後、準備書の段階で具体的なボリュームですね、交通手段ごとの分担率であるとか、あるいはどの経路を通過してどのぐらいの台数の車がどの方面からやってくるのかといったあたりは準備書で示していただけますかという、これは確認です。以前もお聞きした内容です。

それから3点目ですけれども、パークアンドライドに関してです。前回もお聞きしましたが、駐車場がどこに配置されるか、それによってその周辺で交通混雑が起こるかと思われま。これについてはですね、準備書段階ではなく、この方法書の段階で、用いる駐車場の周りの主要交差点を選定して調査を行っておく必要があると思うのです。そのあたりはまだ示されていないのですけれども、これについては示しておく必要があると思うのですが、その点をいかがお考えかお聞きしたいです。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。3点ですね。では、お答えをお願いいたします。

【事業者】 はい、よろしくお願ひします。今の画面（補足資料1の図1-1）に出ておりますけれども、1点目ですね、この絵（補足資料1の図1-1）でいうところの右下と左側のところに新たな道路ができるわけなのですけれども、ここについてはですね、立体にするか平面交差にするかについては、まだ検討を進めているような状況でございます。ですので、立体に決まったというわけではないということで御理解いただければと思います。より効率的な、また運営の事業コストなんかも加味し、より効率的で安全な形というのを引き続き検討していきたいと考えております。

それから2点目、輸送計画です。まだ、すいません、輸送計画については十分に検討しきれない部分もございまして、準備書の方でお示しする部分が大きいと思います。ボリュームですとか、分担率ですとか、それから台数、それから方面、方面は北部方面から来られる方が多いというのはあるわけですけれども、そういった分担率みたいなものもしっかりと準備書ではお示ししていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、パークアンドライドの駐車場についてです。パークアンドライドの場所についてもですね、今候補地いくつか選定しまして、その中でどれが一番効率的なのかといったところを今調整、調査しているところでございます。その前に、まずは交通の分担率がどういうふうになっていくのか、輸送計画自体をしっかりと固めていかなければいけないというふうに考えておりますし、公共交通を中心にするというのは当然あるわけですけれども、その中でですね、自家用車でいらっしゃる方がどの程度いらっしゃるかと、それがどういった時期に一番いらっしゃるのか、そのボリューム感はどうのぐらいなのか、そのときにパークアンドライドがどのぐらい寄与するのかといったところもですね、しっかり整理して準備書の方ではお示ししていきたいというふうに考えております。パークアンドライドの周辺の交通混雑に関しては、必要に応じて調査を行ってお示ししていくというふうに考えているところでございます。

【田中伸治委員】 はい、分かりました。そうしますと、パークアンドライドについては、調査する地点は今のこの方法書で示されている会場周辺の交差点以外にも、選定されたパークアンドライド駐車場周辺で交通調査を行う可能性は

ある、というふうに理解してよろしいでしょうか。

【事業者】 まさにこれからパークアンドライドの駐車場やルートといったところの検討をし、まとめていくという段階でございますので、その中で必要な場所においては、調査についても検討していきたいと考えております。

【田中伸治委員】 分かりました。あと1点目の平面か立体交差はまだ決まってないという点につきましては、仮に平面交差する場合にはですね、やはり安全上の配慮も必要になるかと思っておりますので、準備書の段階ではその点についても配慮をする内容、対策する内容について示していただければと思います。

【事業者】 準備書の段階で、しっかり整理してお見せしていきたいというふうに考えております。

【田中伸治委員】 はい、分かりました。私からは以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。3点目も大丈夫ですか。田中伸治委員。

【田中伸治委員】 はい、そうですね。

【奥会長】 本来であれば、方法書段階で、場所をある程度は明らかにしていただきたいところですが。

【田中伸治委員】 どうしても現在は明らかにできないということであれば、パークアンドライドの場所を決めた時点でですね、あわせて、本来は方法書で必要であったであろうその調査の地点についても選定していただくということになるかと思っております。

【奥会長】 はい、分かりました。それでは横田委員、お願いします。

【横田委員】 はい、質問させていただきます。4つくらいあります。1つ目が、事業を具体的にお示しいただきましたけれども、事業計画の実施区域で公園に含まれない区域というのが、北東の堀谷戸川流域の辺りにできる駐車場ゾーンですとか、北西や西にできます駐車場、バスターミナルと思っておりますけれども、そういった面的に被覆されるような土地利用の影響というものを、この事業の影響と考えているかどうかを確認させていただきたいと思いました。

もう一つは、相沢川ですとか大門川の切り回しなどの河川整備の話です。公園整備事業を拡張されたときに、相沢川を東から回してきたときに一番にこの事業区域に入る部分ですね、こういった辺りの考え方がどのように変わられたのかをお伺いしたいです。そのときに、この河川自体の今後の整備のあり方を少し具体的に教えていただきたいです。

3点目が景観です。今回、眺望景観の視点場と撮影方向をお示しいただいていますが、周囲景観の要素を市民の森だけに絞っているような印象を受けています。周囲景観に、例えば東側のゴルフ場の際に残るような樹林ですとか、あるいは流域の境界部分にある広い畑ですとか、そういったものも構成要素になってくると思うのです。場所によっては、市街地の方が中心になってしまうのではないかという見方も多いので、少しこの内部に関して評価する視点を検討いただきたいというふうに思いました。この辺りの考え方を教えていただきたいです。

あと、この事業なのか、公園整備事業でなのかが分からないのですけれども、海軍道路の桜並木の話があったと思うのです。あの代償措置みたいなものがこの中でどういうふうに位置付けられるのか、あるいはこれから検討されるのか、その辺りについて教えていただきたいです。

もう1つありました。生態系関連です。鳥類などの調査エリアですけれ

ども、ラインセンスのルートが少し事業計画の区域内から外れている部分があるのかなど。例えば、堀谷戸川の流域の方を見ないで、相沢川の方を遡っていくようなラインセンスになっていたりするのですけれども、そこら辺の考え方を教えていただきたいです。以上です。

【奥会長】 5点ですね。では、事業者の方お願いいたします。

【事業者】 よろしく申し上げます。まず1点目でございます。今回の我々の事業区域、公園区域と被らない部分があるということでございます。その部分についての環境影響評価の考え方ということでよろしいでしょうか。

【横田委員】 はい、申し上げます。

【事業者】 私どもの方の博覧会の整備は、まずは区画整理事業で土地の造成を行い、その後会場エリアですけれども、公園整備事業の中で主要な園路ですとか植栽といったものを行った上で、そこに我々の博覧会、主に仮設のものが多いですけれども、そういったものを設置していくといった流れになります。その中で公園エリアから外れた部分に関しては、区画整理事業で基盤を整備すると。その場所をお借りして、我々の仮設の建物が設置されるということでございますので、区画整理事業による影響の部分は区画整理事業になりますし、私どもの方の仮設の建物による影響が出るというようなものについては私どもの事業で考えていくというような、基本的にはそういうふうな考え方にしたいと思っております。

それから2番目のですね、大門川や相沢川、河川の整備のあり方ということでございますけれども、河川の切り回しに関しては区画整理事業で行うということになります。その後、公園区域の設えについては公園整備の中でも考えていくということでして、なかなかその詳細までは、私どもの事業でお答えは難しい部分がありますが、今スライドに映っている相沢川の部分を御覧いただくと、今までは一番南側の部分だけに保全対象種の生息環境を作るということだったのですが、もう少し北の方までエリアが増えたのと、自然に配慮した環境整備ということでございますけれども、一番北側につきましては相沢川の地形を生かすと、埋めてしまうということではなくて今の形を生かすと、そこに既存の樹木を生かした土地利用を検討するというふうに横浜市様の方からお聞きしています。私どもはそういった整備がされた水色の（補足資料2の図 2-1）の辺り、下の方も含めてですけれども、横浜市様の方で整備されたものをしっかり博覧会の中でも生かしていきたい、保全するべきところはしっかり保全していきたいというふうに考えているところでございます。すいません、これ以上の河川の整備自体のことについては、私どもの方ではなかなかお答えが難しいというふうに御理解いただければと思います。

それから3点目の景観に関してでございますが、市民の森だけに特化しているということでございますけれども、瀬谷市民の森ですとかそういった樹林地に関しては囲繞景観としてですね、こちら方面のモンタージュをしっかりと作っていかなきゃいけないということは、公園の環境影響評価の方法書の段階でも御指摘があって、私どもも同じような考え方で、こういった方角についてモンタージュを作って予測評価していこうと考えているところでございます。もし必要な方角等があればですね、その辺についても検討できたらとは思っております。もし具体的にここをというのが、この図面の中であれば御指摘いただければと思います。

それから4番目でございます。桜並木の代償措置でございます。桜並木に関しては、横浜市様と周辺の地域の市民の皆様、一般市民の皆様が協力しながら議論しながら、環状4号線の桜並木の再生と、それから桜の名所作り、新たな桜を植栽したり移植したりした名所作りに取り組んでいくというところでございます。私どももそういった取組みを博覧会の中でしっかり生かしていきたいと、一緒に考えていきたいというふうに考えているところでございます。今映し出されているのは公園の整備の絵（補足資料2の図2-2）でございます。これもイメージで、具体的なところはまだ固まってないというような注釈もございまして、そういう説明も受けているのですが、園路の周りに桜並木が描かれ、また東側のエリアにも桜の木が描かれているという状況でございます。こういった整備が行われたことを踏まえて、私どもも会場の計画をしっかりと作っていききたいというふうに考えてございます。具体的な場所ですとか、時期みたいなものについては、まだこれから検討を進めていくというふうに聞いているところでございます。

それから5番目ですね、調査エリアでラインセンサスの位置がずれているのではないかといたところなのですが、このことについてはプレック研究所の方からお答えさせていただければと思います。

【事業者】

それではお答えいたします。ラインセンサスのルートですけれども、現在方法書に掲載しておりますのは、和泉川周辺のラインとそれから相沢川沿いのライン、それからもう一つは、大門川西側にあるラインとなっております。こちらは主に農地を通過していくもので、主な環境の類型ごとに設定したものでありまして、方法書の6-9ページですね、そのような環境類型ごとにラインセンサスのルートを設定しております。そういう意味では相沢川沿いにおいて、河川沿いの鳥類を把握するということをしております。御指摘は、例えば堀谷戸川沿いにはないということだったのですが、これは申し訳ありません、相沢川を代表させて調査を行っているというもので、その結果を今回引用して現況把握をするということでございます。

【横田委員】

はい、ありがとうございます。1点目の事業区域にある公園整備事業区域外にあるエリア、これは駐車場とかバスターミナルなのですが、この配置や規模の検討があまり具体的になっていないので、そのあたりの影響の想定ができていないのかというところが少し気になっています。

土地区画整理事業の方で作られるのは造成の宅盤だと思うのですが、宅盤の上に駐車場を張りついたり建物を建てたりする事業に関する影響の内容が、もう少し具体的にさせていただけるとありがたいなと思います。

河川の切り回しに関して、もちろん区画整理事業の方が御担当ということなのですが、まず保全措置として相沢川沿い、相沢川は残るといふ、今地形を生かしてというふうにおっしゃいましたけれども、暗渠化されないという前提で検討されているのか、暗渠化されるという前提で検討されているのかということがまず知りたかったですし、大門川も同様です。

あと3点目の景観に関してですけれども、具体的な地点としましてはこういった環境保全措置が見える地点が少し含まれるといいのではないかと。例えば、相沢川の河道沿いに、景観を残しつつ環境保全をするということの効果が見えるような地点、保全措置のエリアの真ん中に置くとか、

市民の森に関しても、(補足資料2の図2-1に) 保全措置を実施する丸を書いていたのですが、その中心地点などで囲繞景観を把握していただくというのは効果的ではないかなと思います。それから堀谷戸川の駐車場ゾーンですね。これは少し景観の影響が大きそうなので、それに関しては北向きに一枚取るような、(補足資料4の図4-2の) 27の地点が適しているか、あるいはもう少し上なのか、こういう北に対する眺望景観があってもいいのではないかなというふうには思いました。

あと、桜に関しては承知しました。ただ今回ちょっと気になったのは、博覧会の方では桜並木らしきものが描かれていなくて、公園の方で描かれていたので、どのように位置づけられているのかなというのが計画の中で見えなかったのでお伺いしました。

生態系に関してですけれども、堀谷戸川の方の影響もですね、相沢川と同等と言っているかということ、やはりちょっと難しい部分があるのではないかなというのが印象です。(補足資料5の図5-1の調査地点) 湧水1の集水範囲に該当するような崖線的な微地形があると思うのですが、そういったところはやはりきちんと見ていただく必要があるのではないかなと。東側の堀谷戸川流域に対する影響としてもですね、見ていただく必要があるのではないかなというふうに思います。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、1点目と2点目に関して。

【事業者】 すいません、お答えさせていただきます。1点目についてなのですが、私の方で理解ができていなくてですね、何が具体的にないのかをもう一度御説明いただけないでしょうか。

【横田委員】 はい、方法書の図2-5の方を見ていただきたいのですが、図2-5の青丸で囲まれている範囲、駐車場区域になっていますけれども、この区域というのがどういうふうに使われるのかです。

【事業者】 青丸の範囲、はい、分かりました。具体的にないとは、平面図として、あるいは計画図として提示されていないという意味でございましょうか。

【横田委員】 別に平面図、詳細な配置というわけではなく、その前の段階でどれぐらいの範囲が駐車場として改変されるのかですね。全部、これは駐車場になるという想定ですか。例えば堀谷戸川の縦長の青い丸は全部駐車場になるという想定ですか。

【事業者】 はい、青い丸のところは、現時点では駐車場にするエリアというふうに考えております。駐車場を整備するにあたってはですね、基盤整備を区画整理事業で行った後に、平面になった盤のところを利活用させていただいて駐車場にするということで、特段大きな構造物や建物といったものは、管理用のものは別ですけれども整備しない、いわゆる駐車場というふうに我々は考えてございます。

【横田委員】 土地被覆自体が改変されたら、それは影響かなと思うのです。例えば湧き水に対する影響もあるでしょうし、生態系に対する影響もあると思うのです。そういう駐車場の性状といったものは検討しなくてよろしいですか。

【事業者】 分かりました。駐車場の形状、例えば全てアスファルトで固めるのですか、砂利引きするのかなといったものが性状だというふうに理解すればよろしいでしょうか。

- 【横田委員】 はい。
- 【事業者】 分かりました。それは準備書までにですね、しっかり整理してお示したいと思っています。我々としてもできるだけですね、水路の最上流のエリアの部分でもありますので、雨水浸透みたいなものにもしっかり配慮したいと思っていますが、それがどういう形で、どのエリアでするといったところはまだ検討中でございますので、それはお示ししていきたいというふうに考えているところでございます。
- 【横田委員】 はい、お願いします。
- 【事業者】 それから、お答えしてもいいでしょうか。
- 【奥会長】 はい、どうぞ。
- 【事業者】 はい。相沢川と大門川の地形を生かしてという、特に相沢川ですね、繰り返しのなってしまうんですが、河川の整備は区画整理事業、横浜市様の方でやるということですので、なかなか詳細なところまではお答えできないというのは御理解いただければと思います。先ほど申し上げた通り、この今映っている絵（補足資料2の図 2-1）のですね、相沢川の北側の部分についても現在の土地の形状、地形をですね、生かした整備にするということまでは確認しております。またですね、このエリア、園路が真ん中に水色のラインのちょうど上のところですね、そこよりも下流側はですね、この公園の方の絵（補足資料2の図 2-2）が分かりやすいかと思えますけれども、このようにですね、湿地環境と草地環境を併用するような形で保全対象種の生物環境を整備していくのだというふうになっておりますし、公園の方もこういう形で絵が出ていますので、ここについてはですね、今申し上げた湿地環境や草地環境というものを保全、創出していくというところでございます。（補足資料2の図 2-1 水色エリアの）上の部分については、繰り返しのなりますが、自然に配慮した環境整備ということで、地形や既存の樹木を生かした整備をするというふう聞いていたところがございます。
- 【横田委員】 その部分っていうのは、今、谷になっている部分ではないのですか。上の部分です。
- 【事業者】 上ですよ、今矢印でお示している。
- 【横田委員】 はい。
- 【事業者】 谷になっていますけれども、谷の地形を生かすというふうに聞いています。
- 【横田委員】 何となくそのようには見えなかったの、お伺いしたのです。下に木があって、まるで埋めて林を作るようなイメージで描かれているので、少しお伺いした次第です。これも谷の地形を生かしたということですね。
- 【事業者】 すいません。時点時点でいろいろ整備内容や検討内容が異なっている部分もありまして、私どもの方の絵はまだ追いついてない部分もありまして、準備書のときにはその辺を整理した形でお見せしたいというふうに考えております。大変申し訳ございませんでした。
- それからですね。景観についてということで、プレック研究所の方から答えさせていただきます。
- 【事業者】 景観についていただきました御指摘で、保全措置が見える地点での検討をされてはどうかというものをいただきました。例示をいただきましたのが相沢川沿いの中央あたり1点、それから和泉川内の保全措置をするあた

り、さらには堀谷戸川の駐車場を見込むような地点を選んではどうかという御指摘をいただきました。

まず堀谷戸川を見るような地点というところで、補足資料の9ページ目にちょうど(調査地点)27という歩道上の視点がございます。ちょうどその(調査地点)27ですね、今矢印は市民の森を見ておりますけれども、公園事業の方で調査をされる際には、事業実施区域内を広く見込むように写真を撮られているというふうに伺っておりますので、この地点から駐車場方向の眺望についても確認できるというように考えております。

それから、事業実施区域の中に新たに視点を置いて、圍繞景観を検討してはどうかという御指摘なのですけれども、現状で、エリアに立ち入って眺望利用があるかという、それが今現状はないという状況でございます。景観影響をどう見るかといったときに、現在利用のないところについても、内部景観的なものを検討するというのも一つの考え方だと思いますが、今回私ども方法書で示しておりますのは、現在利用のありうる地点からの眺望への影響を見るということを基本に、今考えていたというのが正直なところでございます。例えば、農地や残る樹林への影響をどういった地点から確認できるのかということに関しましては、今の(調査地点)27番の歩道上の地点から、その南東側に一部農地が残るエリアがございませぬ。農地での見え方というのでしょうか、視覚的な影響の出方といったものはそちらの方向を使った検討、もしくは(調査地点)26番の歩道上の地点がございませぬ、この南側にはちょうど区画整理事業それから公園事業でも手をつけずに樹林を残すようなエリアがございませぬ、こういった区域内に残る樹林がどのような形で視覚的に見えてくるのかという検討も26、27番の地点からの評価、もしくは22番ですね、西側の22番というところからの検討でも、これは確認できるのかなというふうに考えております。そういう形で景観への影響を予測評価できたらというふうに今現在は考えておるところでございませぬ、内部に新たな視点を設けることはできればやらずに予測評価できればというふうに考えております。

**【横田委員】** はい、公園の内部に関しては、周りから内向きを取ればいいので、こういった視点の向きを増やしていただくことで対応できるのではないかなというふうに思います。

**【事業者】** はい、先ほど申しました通り区域内に向けての眺望がカバーできるような写真撮影ができていますと聞いておりますので、それを用いていろいろな方向での検討をするというのは、御指摘を踏まえて実施できればと考えております。

**【横田委員】** 今お伺いしていると、どうしても公園の中でやるので、それでカバーできるというふうにおっしゃっているのですけれども、やはりこの博覧会事業の中で出てくる影響をきちんと捉えることが大事だと思うのです。そうしますと、例えば(調査地点)27のところも、おそらく北側の駐車場という問題の方が大きくて、そういったものをきちんと調査する必要があるのではないのでしょうかというのが、次の生態系に関して同様なのですけれども、公園の方で評価できていけば、それは公園としても残り続けるという想定ができますけれども、博覧会の中で整備される範囲が、特に影響を及ぼすものに対してきちんと評価する必要があるのではないかというのが私の考えです。ですので、内側もきちんと見えるようにした方がいいだろうし、堀谷戸川のエリアも見た方がいいのではないかとこのことを申し上げ

ました。

【事業者】 すいません、補足説明させていただいてもよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。

【事業者】 今のお話なのですけども、すいません、私どもの説明がちょっと足りなくてですね、公園、公園と連呼していますけれども、あくまでも公園整備事業と連携して使える調査資料を使うということをございまして、今申し上げた通り調査地点 26 や 27、そういったところについてはですね、今、横田委員の御指摘があったような形で、向きもですね、可能な限り、いわゆる会場の方を向けるようなそういった調査も御提案というか、御提示していきたいというふうに考えてございますので、御理解いただければと思います。我々の博覧会が行う事業に対する予測評価でございますので、その辺をしかと考えてですね、方向ですね、映す方向やフォトモンタージュは考えていくと、そういった意味で申し上げたものでございます。

【横田委員】 はい、是非そうしていただきたいと思います。

【奥会長】 はい。

【横田委員】 あと、生態系に関しても（お願いします）。

【事業者】 続けてよろしいでしょうか。

【横田委員】 はい。

【事業者】 ありがとうございます。その前に桜並木なのですけれども、すいません、公園の絵とですね、私どもの絵が整合してない部分があるということでした、時点的なものもありますし、私どもは博覧会の基本計画の案でございますから、どうしても展示するものであったり、建物、それから中にある園路というところをデフォルメして描いてしまっている部分があります。公園のところは公園整備の視点で描かれているということで、それぞれもまだイメージでございます。確かに桜の部分の整合してないというか、分かりづらくなっているところはしっかり今後調整しまして、準備書の方でお示しできればというふうに考えているところでございます。準備書までにです。生態系に関してのですね、ラインセンサスの話に関しては、プレック研究所の方からお答えさせていただきます。

【事業者】 はい、委員からは堀谷戸川沿いでの調査も必要ではないかという御指摘かと思えます。方法書の資料編の中に、現在の環境類型と、その上に調査地点を重ねた図を示しております。方法書の資料 9 ページにそれを示しております。

【横田委員】 それを見て質問しました。

【事業者】 はい、これを見ながらお答えできればと思うのですが、例えばここで相沢川沿いにありますラインセンサスのルートですが、当然、川の流れている流路、それからその川沿いにあります農地ですとか、耕作地、すいません草地ですね、草原といったような環境がモザイク状に入っている、そういった環境の中をルートが通っておりまして、そういった環境を利用する鳥類相を把握するルートとして選んでいるという状況でございます。一方で、堀谷戸川の流路沿いを見てまいりますと、堀谷戸川流路沿いには農地ですとか、この凡例でいいますと 13 番、草地といったものが、沿川にはあるといった環境であります。そういうところで新たにルートを設定して調査をするという、やった方がおそらくはより現場に即したデータを取れるものとは思いますが、一方で、環境類型に対応した鳥類相を把握できると

いう観点では、相沢川沿いでやった調査の結果と大きな差が出るとはなかなか考えにくいというのが、調査などを担当している我々の考え方からするとそういったことが一つ申し上げることができるのかと思っております。そういう意味で、相沢川沿いで取りました調査の結果、得られた鳥類相、それが堀谷戸川沿いで同じように調査したときとは大きく違わないのではないかということのを思って、この調査結果をもって現状把握に努めたいというのが私どもの考えとなります。

【横田委員】 少しアセス自体の目的が、現状の把握に重きを置かれている部分があるのかなというふうに感じますけれども、影響としてきちんと予測していただくことが大事かなと思うのですね。そういったときに、今事業計画区域の中の流域ごとの生物のデータをどれぐらい取れるのかといったときに、堀谷戸川流域の部分はほぼ入っていないと思います。それで、まずベースラインがないと、堀谷戸川流域で大きな駐車場エリアを作るということの影響の予測がそれでできるのかということで、データも、影響の予測もできないような計画になっていませんかというのが、私の心配事です。

【事業者】 すいません、よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。

【事業者】 ありがとうございます。この調査の手法については御意見を今いただいたところですが、まずですね、私どもの事業というのは区画整理事業で基盤整備を行った後に、その場所を使わせていただく、活用させていただいて博覧会を半年間開催するといった事業構成になっているということです。従いまして、まずですね、その辺の部分については区画整理事業の中でどのような形で、まず基盤整備をしたときに影響があるのかということと、先ほどの御質問にもありましたけれども、駐車場エリアの設えについてはこれから検討するわけなのですけれども、それによるそういった生態系への影響というものについては、事前に区画整理事業が切り盛りをした後に上の設えをするということですので、そこについては大きな影響、水環境だとかそういった部分についてはあるのかもしれませんが、生態系については区画整理事業が担う部分が大きいのではないかと我々は考えているところでございます。

【横田委員】 土地被覆の影響は、先ほどこれから具体的に検討されるというふうに、事業の中で検討されるとおっしゃっていたので、私は駐車場の影響というのは主に博覧会によって生じるものかなと考えていましたので、そのあたりをきちんと切り分けて、評価すべき部分を明確にさせていただきたいと思えます。土地区画整理事業で駐車場の舗装までしきるのかということそれはなかなか見えにくい部分がありますので、やはりきちんと博覧会事業に関わる改変として、影響予測させていただきたいと思えました。以上です。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。

【事業者】 こちらの方でお答えしてもよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。

【事業者】 あくまでもですね、基盤、車を置くための盤の部分までは、擁壁などを作るかもしれませんが、そういったものについては区画整理事業の方でやる事業というふうに御理解いただければと思います。横田委員がおっしゃったように被覆の仕方、砂利を引くのか、舗装をやるのか、どこに建屋といいまじょうか、管理棟やゲートを付けるのかといったところについ

ては、私ども博覧会による影響というふうに、その辺は明確に切り分けられるのかなと思っております。ただですね、生態系に関しては、事前に大きな土地の改変をやるというのは区画整理事業であるわけであって、その際に健全な水環境の循環みたいなところに関しては被覆といったところは大きな影響があるかもしれませんので、それは準備書のところでお示しするということなのですが、この生態系のラインセンサスの箇所をもう一度ということについてはですね、今ある調査から類推するというようなやり方で、私どもとしては予測評価というのはできるのではないかと考えているところでございます。

【横田委員】 しかし、こればかりでちょっと時間を費やすのももったいないので、また今度でよろしいのですけれども、当然土地区画整理事業の後に出来上がる生態系というものもあり、それから土地区画整理事業によってできた新しい生物の利用の仕方というものがあるはずなのです。それに対して、どういう影響があるのかというものを見るときに、例えばこの（方法書の資料-9の）オレンジ色のラインの中で得られた情報だけで、例えば東側の樹林との連続性がどう分断されるかとかですね、そういったことをきちんと評価できればいいのですけれども、この中の範囲の生態系もきちんと把握した上でそういったことを論じていただくことは非常に重要ではないかというふうに私は思っておりますので、その辺り、また今後議論させていただければと思います。

【事業者】 すいません、よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。

【事業者】 私どもとしては、繰り返しになりますけれども、新たな生態系が生まれるということですが、区画整理事業で基盤を整備した後に、直ちに、ある意味で早い段階です、博覧会が開催され、その後、博覧会の駐車場というのが撤去されるというものでございます。その後、そこでは新たな街づくりが展開されるということですが、新たな生態系がどのぐらいの時間で見出され、それが評価されていかなければいけないのかどうかといったところを判断する間もなくですね、我々は整備し、また撤去していくというような状況でございまして、足りないといったエリアの御指摘いただいたところについても、相沢川のラインセンサスを流用するということが類推できるのではないかと、我々考えているところでございます。

【奥会長】 はい、横田委員。

【横田委員】 また今度、お願いします。

【奥会長】 同じような話の繰り返しになってしまっておりますので、またこの点は議論のあるところだと思いますので、引き続きということで。田中修三委員、今の点に関連してですか。

【田中修三委員】 はい、関連してなのですが、私もここはちょっと気にかかっていたのです。

【奥会長】 はい、お願いします。

【田中修三委員】 今駐車場は、博覧会終了後は撤去されるという説明がありました。それを確認したかったのですが、今おっしゃっていましたが、これはもう決定ですか。

【事業者】 はい、決定で、今の段階ではそういう形になっています。

- 【田中修三委員】　　そうですか。仮に撤去するということが決まっていたとしても、工事中及び開催中はここに何らかの地肌が出ているわけではなくて、そこをアスファルトやセメントのようなもので駐車場を整備することになる可能性はあるわけです。そうしますと、やはりこの堀谷戸川に対する影響はちょっと無視できないかなと思います。従って、現時点では評価項目として河川は入っていないのですけども、水循環の（評価項目の）中の。この駐車場はかなり広い駐車場のようにも見受けますので、ちょっとそこは見直す必要があるかなという印象を持っています。以上です。
- 【奥会長】　　はい、ありがとうございます。
- 【事業者】　　すいません。
- 【奥会長】　　はい、どうぞ
- 【事業者】　　駐車場の設えについては、準備書のときまでにはしっかり整理していきたいというところがございます。これについては、区画整理事業で基盤整備を行うのですが、その際に、この堀谷戸川の調査というのは行われているので、その辺のデータもどう使えるかというのを引き続き検討させていただければと思います。
- 【奥会長】　　はい、この（方法書の資料-9ページ）BL1鳥類のラインセンサスのオレンジのラインは、公園整備事業の方のデータを活用するという、そういう意味で引かれている、公園整備事業と同じラインだということですか。
- 【事業者】　　区画整理事業のものをベースにし、公園整備事業でも同じものを使って、（園芸博でも）使わせていただいております。
- 【奥会長】　　それを使いたいということですよ。
- 【事業者】　　はい。
- 【奥会長】　　はい。あと、公園整備事業は、先ほどの景観の調査地点をどうするかという議論とも関連しますが、どちらにしても事業計画区域が拡大されますよね。北の方向に。
- 【事業者】　　それは、公園整備事業のことですか。
- 【奥会長】　　公園整備事業の方ですね。
- 【事業者】　　はい。
- 【奥会長】　　そうすると、拡大したエリアについても景観の調査地点が追加される可能性もありますし、場合によってはラインセンサスももう少し上の方に伸ばす必要というのでも出てくるかもしれません。それとは別に、こちらの園芸博の方は園芸博で必要なことはやられると先ほどおっしゃったので、あまり既存データだけをですね、活用できるものは当然活用していただいてもいいのですけれども、そこでカバーされてないエリア、範囲、地点というのがあるという御指摘が今多々出ていますから、積極的に前向きにですね、このアセスをより良いものにしていくためにしっかり御対応いただく方向で御検討いただきたいというふうに思います。必要に応じて、具体的な細かい点はまた引き続き、議論をさせていただければと思います。
- 【事業者】　　いいですか。
- 【奥会長】　　ちょっと時間が余りありませんので、酒井委員から、先ほど手を挙げていただいておりますので。その後、田中修三委員でお願いいたします。はい、どうぞ。
- 【酒井委員】　　酒井です。相沢川のところのガーデン1、そのエリアを広げていただいてもどうもありがとうございます。以前出ていたビオトープの計画に比べ

てずいぶん拡充されて、ここを今どうするかというのがまだよく見えないのですけども、イメージとしては現在の水田のところを温存するような形というのが想像されるので、具体化してないのだったら是非そのような形をお願いできればと思います。

あわせてですね、お願いなのですが、ここは特殊な土地利用履歴を持っているので、このあたり大きな木というのは全然ないですね。でも本来の里山、この地域の里山の景観としては手の入った二次林がある中に谷戸田があるみたいな、そのようなものが本来の姿かと思います。公園整備事業の事業着手が2023年と書いてあるから、結構、時間的な余裕が、植樹とか木は成長するのに時間がかかるので、いろいろ余裕のないことかと思うのですけども、里山の生態系というのはとても美しい庭園に匹敵するような、きちんと手入れをしてきちんとやれば日本庭園にちょうど対峙するような感じの里山庭園みたいな感じで、是非ここを前向きに作っていただいたらいいかと思うのです。かつての生活を支える機能美と生態系の保全という、両方を併せ持った大変美しいところで、場所的にも動線からいっても人の目に触れやすい。それもあって言ったのだけれども、木がないということで、桜広場、大花壇から何か続きみたいなそういうイメージなのかもしれないけれど、ここは里山というのを意識した作り込みというのを是非お願いできればと思います。アセスのこの会議で言うというのもちょっと違和感あるかもしれないのですけども、公園整備事業のアセスをやったことによって生物相が十分に把握され、土地の利用の仕方も把握されているわけなので、そこを積極的に、つまり今アセスというのが事業の後追いみたいなイメージ、事業者さんの防戦一方みたいになってしまっていますけれども、そうじゃなくてアセスという手続きが事業の前向きなプロセスの1つになるような方法というのが、十分そういう側面もあるので、そのところを強化していただければというふうにと思いました。何はともあれ、植樹が絡むと時間がかかるので、スケジュール感というのは逃がさないようにしていただければと思います。

それから南東の方でもって木を残す、森林を残すという話をされていますけれども、平野の森林というのは何らかの形で人の手が入ってる、人の関与のもとに維持されてきたところなので、今はかつてとは利用の仕方も変わって荒れてしまったりとかもしているかと思うので、そのまま残すという発想だけではなくて、もちろん見た目もですけども、積極的に手を入れていただいて、現状の保存ということではなくて、積極的な保全という形の残し方というのを考えていただければと思います。よろしく願います。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。2点御意見ということで、是非事業者の方、参考にしてください。

【事業者】 はい、ありがとうございます。酒井委員の御指摘のことを踏まえまして、公園整備事業、それから区画整理事業とも連携して、より良いものにしていきたいと思っています。私どもの博覧会もですね、そういったものがうまく活用できるようにしっかり考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、田中修三委員、お待たせしました。すいません、よろしく願います。

- 【田中修三委員】 簡単に一言。和泉川の水源となった湧水についてですね、今回、補足資料で丁寧に説明していただきましたけども、これで結構かと思うのです。準備書の方にしっかりとこの記載をお願いしたいということで、よろしくお願ひいたします。以上です。
- 【奥会長】 はい、そこをお願いいたします。
- 【事業者】 はい、ありがとうございます。しっかりと反映させていきたいと思ひますし、それから調査の仕方についてもいろいろ御指摘がありましたので、我々できる限りしっかりと検討して、お示ししていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。
- 【奥会長】 はい、よろしくお願ひします。それでは、宮澤委員どうぞ。
- 【宮澤委員】 もう時間もないようなので、この議論はこの後も、次回にまだできるのでしょうか。
- 【奥会長】 今後の審議のスケジュールですね。事務局、御回答をお願ひします。
- 【事務局】 はい、まだ次回以降もお願ひしたいと思ひます。
- 【宮澤委員】 そうしましたら、今回の相沢川のところの、従前ミティゲーション的な発想でここは動かすというふうに伺っていたのですけれども、その辺のことをもう少しきちんと伺いたひので、それはもう時間外で、別途、次回に質問すればよろしいですね。次回答えてもらうとか。今もう時間もあまりないでしょう。
- 【奥会長】 詳細なお答えですね。土地区画整理事業の方で。
- 【宮澤委員】 結局、知りたいのはですね、この相沢川のところの再自然化みたいなものを考えたときに、今回どこの事業で何をして、例えば道路（園路）はどこの事業で作ひ、それからガーデンはどこが作るとか、そういうのが決まっていたらきちんと教えてほしい。それからミティゲーションとの関わりで、北の部分は基本的に手をつけないのはよく分かったのですが、道路（園路）から南の部分のところは、ガーデンになっているとか、いろいろあるみたいなので、その辺も分かる限りで、きちんと説明してほしいのです。なので、次回まで結構ですから、その辺もう少し資料をつけて御説明をいただければと思ひます。つまりどこの事業が何をするのかさっぱり分からないです。それは僕が分からないだけなのかもしれないのですが、例えば横断している道路（園路）が高架になるのか、それとも平面なのか、そういうことも分からないし、土地を分断してしまうのかも分からないし、そういうことなので、すいません、湿地環境を守るって聞いていたつもりなのですが、どこでどう変わったのか分からなくなりましたので、きちんと事業別に、個別に御説明いただきたいのです。
- 【奥会長】 はい。3つの事業が同じエリアで進んでいますので、それらの関係性とか、どの事業でどこを整備するのか、どのように整備するのか、そこをしっかりと整理したものを見せていただきたいという御要望ですよね。
- 【宮澤委員】 はい。その結果ミティゲーションはどういう状況なのか、それを教えてください。
- 【奥会長】 はい、分かりました。そこは事務局と相談しまして、改めて分かりやすく、現時点で整理できるものがあるかどうかですね。それから今回の園芸博の方でお答えいただける部分については、また次回お答えいただくということで、宿題とさせていただきます。
- 【宮澤委員】 もちろんお答えできないのがあるのも分かっていますが、どこの事業主

体でどの事業に何をするかというのも、もう今は分かっていると思うのです。それもきちんと教えてください。以上です。

【事業者】 すいません。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【事業者】 よろしいでしょうか。すいません。非常に分かりづらいついていうことだったのですが、私どもとしては本日の補足資料としてお出ししている、2番のところですね、どこの事業で何をやるのかといったところの概要についてはお示したつもりでございます。それから、相沢川のミティゲーションの整理の内容についてはですね、区画整理事業が中心となり、公園整備事業とも連携しながらですね、今、横浜市の方で内容について整理しているような状況でございます。私ども博覧会としましては、その作られたものを活用していくというような立場でございますので、我々からですね、ミティゲーションの具体的なものについては、なかなかこれ以上はお示しできないということは御理解いただければというふうに思います。

【宮澤委員】 横断道路は高架なのですか、それとも平面なのですか。

【事業者】 横断道路についてはですね、横断道路っておっしゃっているのは、今この図面（補足資料2の図 2-1）が出ている東側のエリアと西側のエリアに作られるこの道路のことをおっしゃっているのでしょうか。

【宮澤委員】 緑の細長くなっている、そこに太いとか細いとか、何本か入っていますが。

【事業者】 これのことでしょうか。今画面の方で動かしている。

【宮澤委員】 いや、こちらの相沢川です。

【事業者】 相沢川の方ですか。

【宮澤委員】 相沢川の、このブルーの部分です。

【事業者】 ここの横断でございますね。これについては園路という形で、基本的には公園整備事業の中で園路を整備していただくことを想定しております。

【宮澤委員】 高架なのか平面なのか分かりますか。

【事業者】 これについてはですね、今まさに検討を進めているところでございます。橋梁なのか、あるいはそこに土羽を盛って通路状のものにするのかといったところは、整理しているところだというふうに聞いております。

【宮澤委員】 そうですか。では評価もしようがないのが、分かりました。結構です。

【事業者】 準備書までには、その辺は整理させていただきたいと思います。

【宮澤委員】 お願いします。

【事業者】 はい。

【奥会長】 お願いします。では、藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 はい、すいません、2点ほど。1点は、宮澤委員の御意見とほぼ同じなのですけれども、土地区画整理事業の部分とのリンクが追いついてないということで、こちらとしてもコメントがとてもしにくい部分があります。宮澤委員も言われたように、やはり分からない。事業者側としては示されたということなのですが、それでも分からないというのが私達委員の意見だと思いますので、その点は示したという回答ではなくて、こちらの意見を汲み取っていただきたいというのがこちらからのお願いです。

もう1点は右側の、右下の保全エリア、今出ている画面（補足資料2の図 2-1）の保全エリアのところの西側より、土地区画整理事業だと何か

池を作るような計画であったと思うのですが、それが全然池ができてないということで、これは土地区画整理事業とリンクしきれていないということで理解しているのですが、そういうことでよろしいのかという話ですね。例えば土地区画整理事業ではここは池にするけれど、博覧会では1回それを壊して園地にするということがないのかどうか、今はこういうふうに計画しているけれども、土地区画整理事業でここを池にするということが決定されれば、もうそこを池として壊さずに、利用されるのかという部分を確認しておきたいと思いますので、よろしく願います。

【奥会長】 はい、お答え願います。

【事業者】 はい、よろしく願います。まずですね、私どもの説明が分かりづらい、また、区画整理事業とのリンクが十分にできてないといったところは真摯に受け止めて、より分かりやすいような資料というのを、しっかり整理しまして、準備書の段階ではお見せしたいというふうに思っております。これは区画整理事業の方で決まったものをきちんとリンクさせたような形でお示しします。分かりづらくて申し訳ございませんでした。

それから池を作ったとしたときにですね、それをそのまま博覧会でも、区画整理事業で池を作ったと仮にしまして、それを博覧会するときにはどうなるのかといったときには、当然それが保全対象種の生息するエリアといった設えになっているのであれば、私どもはそれをしっかり保全し、活用していきたいと。そのままを変えてしまうということではないということでございます。分かりづらくて申し訳ありませんでした。以上でございます。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 いいのですか、藤井委員。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 はい。他はいかがでしょう。よろしいですか。本件については、次回以降も審議は続きますので、今日出し切れなかった御意見がございましたら事務局の方にお知らせいただいて、準備を事前にしていただければ願いたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今日は、説明会の開催状況についても説明をいただくことになっておりますけれども、大丈夫ですか時間は。

【事務局】 先生方は大丈夫でしょうか。

【奥会長】 先生方は12時まで大丈夫でしょうか。はい、12時までで収まりますかね。では、説明会の開催状況について、説明をお願いいたします。

エ 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明について事業者が説明した。

オ 質疑

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは委員の方から御質問、御意見ありましたら出していただきたいと思います。挙手をお願いいたします。大丈夫ですか。特にないでしょうか。

では、私から一つ。(説明資料)15 ページに暗渠化についての御質問がありまして、それに対しての事業者の説明です。土地区画整理事業では、この事業区域内は全部暗渠化するということですよ。それに対して、土地区画整理事業で一部を暗渠化することになっているというふうに回答さ

れているのですけれども、これは正確ですか。

【事業者】 よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。

【事業者】 これについてはですね、公園エリアのところについてはですね、暗渠化しない部分もあるという意味で、一部というような表現を使わせていただいております。

【奥会長】 暗渠化しない部分があるのですか。

【事業者】 公園のエリアですね。公園の下流側のエリア、今映っている（補足資料2の図 2-1）このエリアですね、水色で保全対象種の生息環境というふうに書かれているこの水色のエリアについては暗渠化しないと。そういった意味で、このまま基盤整備は区画整理で行うわけですから、そういう意味で一部というような、そんな表現をさせていただきます。

【奥会長】 この細長い水色のエリアですね。

【事業者】 はい、そうです。

【奥会長】 ここは暗渠化しないのですね。

【事業者】 ここは今の地形を生かして整備をするという形になっています。

【奥会長】 はい、大丈夫ですか。それで。

【事業者】 分かりました。土地区画整理事業の範疇なので、確認して次回以降、お答えさせていただきます。

【奥会長】 はい、暗渠化しない方向で是非やっていただけるのが、最もいいと思います。それをずっと土地区画整理事業のアセスの議論で指摘させていただいてきたところですので、是非今のお答え通りにやっていただけるのであればそれに越したことはないです。分かりました。

【事業者】 私どもの事業ではございませんので、横浜市の方に確認させていただきます。

【奥会長】 はい。では、他の委員の方、よろしいでしょうか。時間も12時に迫ってきております。また何か追加で御質問ございましたら、後程、メールを事務局にお寄せいただければと思います。

それでは、本日の事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。なお、本案件は次回以降も継続して審議を行うということになっております。では、事業者の皆様、ありがとうございました。御退出をお願いいたします。

（事業者退出）

#### カ 審議

【奥会長】 はい、それでは審議に入りますけれども、追加で御質問、御意見ございますか。大丈夫ですか。藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 時間がないときに申し訳ありません。事務局の方をお願いしたいのですが、ちょっと事業者の対応がこれはよくないのではないかと、ところが節々に見られていて、何かにつけ、全部公園整備事業だからうちは関係ありませんみたいな発言が節々に見られたりとか、あとは委員の意見に対しても頑として受け付けないような場面が多々見られたので、今回これだけ時間が長くなったのも、事業者の対応が悪かったことだと私は思っています。その辺をもう少し、現地の確認のときにも同じような状況があったので、その辺は事業者の方に注意というか、もう少し建設的に進めら

れるよう、あと委員の意見をきちんと受け止めていただけるよう言っていたきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

【事務局】 分かりました。そうですね。何点かそういう場面があったと思いますので、その部分については事務局の方も困っている部分もありますので、その辺はしっかりと伝えていきたいと思います。

【奥会長】 はい、是非よろしくをお願いします。藤井委員、ありがとうございました。

他によろしいでしょうか。よろしければですね、先ほど確認しても良かったのですが、改めて先ほどの事業者の説明の中で、上瀬谷の公園区域が拡張するという、そういう言及がありました。そこの部分についての今後の公園整備事業の方の 절차になりますけれども、アセスの 절차がどうなるか事務局の方で御説明をお願いします。

【事務局】 公園区域拡張されるとのことですので、今後事業者から事業の修正の届出書というのが提出される予定です。その修正内容が環境に及ぼす影響について御審議いただくため、次回の審査会で諮問させていただく予定でございます。審査会の時間等につきましては、後ほど御連絡させていただきます。

【奥会長】 分かりました。拡張エリアが生じますので、改めて修正届出書が、今後出てくるのですね。

【事務局】 そうです。

【奥会長】 その後、次回の審査会で改めて、アセスをしてもらう必要があるかどうかについて審議をすると。そのための諮問をお受けするということですね。そのようになる予定ですので、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 事務局からいいですか。

【奥会長】 どうぞ。

【事務局】 今日の園芸博の審議についてはたくさん御意見いただいて、ちょっと整理したいと思うのですが、まず交通関係でお話をすると、田中伸治委員の方から施設の配置とか輸送計画とか、その辺のお話がありましたけれども、事業者の方が準備書で示しますということでお答えしているかと思ひます。またパークアンドライドについても、田中伸治先生の方から調査・予測する必要があるのかという御質問があつて、準備書の方でしっかりやっています的な話があつたのですが、補足資料は次回必要がないということによろしいでしょうか。どうでしょうか。

【奥会長】 どうですか、田中伸治委員。

【田中伸治委員】 次回までに何か、今回から新しい情報が出せるのかというと、多分出てこないではないかなと思ひましたので、あのようになし上げました。

【奥会長】 必要ないわけではないのですよね。

【田中伸治委員】 そうですね。

【奥会長】 今出していただく必要があるのに、それが出せないと言っているのが現時点では。準備書までにはと。

【事務局】 分かりました。しっかりと準備書の方でやっただくということにしたいと思ひます。あと横田委員の方ですけれども、2点ですね、景観につきましては、もう少しどういふふうにな調査地点を考へているのかというのを補足説明が必要かと思ひますが、いかがでしょうか。

【横田委員】 はい、お願いします。

【事務局】 それと鳥類のラインセンサスのところにつきましては、今平行線かなというところでしたので、これについては、今のところだと、ちょっとお互い今日の議事録以上のところは資料的には難しいかと思うのですが、これは次回もう一度御審議いただくという内容でよろしいでしょうか。

【横田委員】 はい、結構です。

【事務局】 分かりました。それと、田中修三委員の方から堀谷戸川の関係でも、横田委員の関係でもそうなのですが、大きな駐車場とかを作るので、河川流量の方を調査予測した方がいいのではないかという御意見ですが、これについては事業者の考え方を出示していただくことにしましょうか。

【田中修三委員】 事業者からですね、審査会の前に。

【事務局】 次回の審査会で、事業者の考え方とか堀谷戸川について予測評価するかどうかとか、その辺の考え方をしっかりと示してもらいたいと思っているのですが。

【田中修三委員】 それは、是非そうしていただければ。もし可能なら事前にいただければ多少のアドバイスができるかもしれません。

【事務局】 そうですね。事前の何日前になるかところまでは、明確に申し上げられませんが、なるべく早く送らせていただくようにしたいと思います。では、補足資料の方は以上でよろしいでしょうか。

【奥会長】 よろしいですか。

【事務局】 あと、宮澤委員から御指摘があった3事業、関係事業の役割分担とか整備する内容とか、その辺のことはちょっと整理したいと思います。次回、今話しましたように、公園整備事業の修正の審査がございますので、そちらの方でもお話ができればと思っています。以上です。

【奥会長】 では、本件に関する審議はこれで終了といたします。本日の審議内容については、後日会議録案で御確認くださいようお願いいたします。では、以上をもちまして、本日予定されておりました議事、すべて終了いたしました。

【事務局】 それでは本日の審査については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

- 資 料
- ・みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画 第2分類事業判定届出書に関する指摘事項等一覧 **事務局資料**
  - ・みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画 第2分類事業判定届出書添付資料に関する補足資料 **事業者資料**
  - ・2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 **事務局資料**
  - ・2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書に関する補足資料 **事業者資料**
  - ・2027年国際園芸博覧会 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明 **事業者資料**